

令和7年9月29日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

「全国一斉 子どものための養育費相談会」

2 開催日時

令和7年8月30日（土） 10:00～16:00

3 開催趣旨

現在、わが国では、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が44.5%にも上っています（令和4年国民生活基礎調査）。

つまり、実にひとり親世帯の半数近くが、貧困状態にあるということです。

また、未婚及び離婚による母子世帯のうち「養育費の取り決めをしている」世帯は46.7%にとどまり、「現在も養育費を受けている」世帯は28.1%という大変低い数値となっています（令和3年度全国ひとり親世帯等調査より）。

さらに、子どもの貧困が社会問題と言われるようになった昨今、わが国の子どもの貧困率は11.5%に上り（前掲国民生活基礎調査）、実に9人に1人の子どもが貧困状態に置かれています。

また、昨年5月17日に成立した民法等の改正法では、離婚後共同親権を可能とするほか、養育費請求権への先取特権の付与、法定養育費制度の創設、強制執行手続の合理化など、養育費に関しても多くの改正が行われています。本改正法は令和8年5月24日までに施行されることとなっているため、これを見据えて相談が増加することは想像に難くありません。

このような状況の中で、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには、養育費の支払いや養育費の取り決めのために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めをできるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払いを受けられるよう法的な支援をしていくことです。

司法書士は、裁判所に提出する書類の作成につき相談・依頼を受けることができ、これらを通じてお困りの当事者のサポートをします。

今回の相談会を通じ、貧困に陥って困窮する子どもへの法的支援を行うとともに、貧困問題の現場から声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

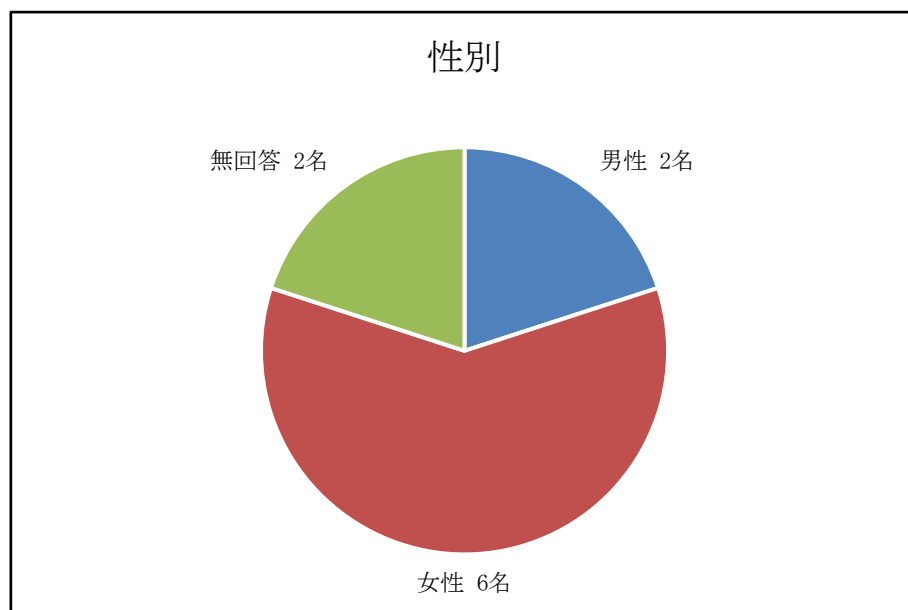
4 相談件数

合計 10 件

内訳

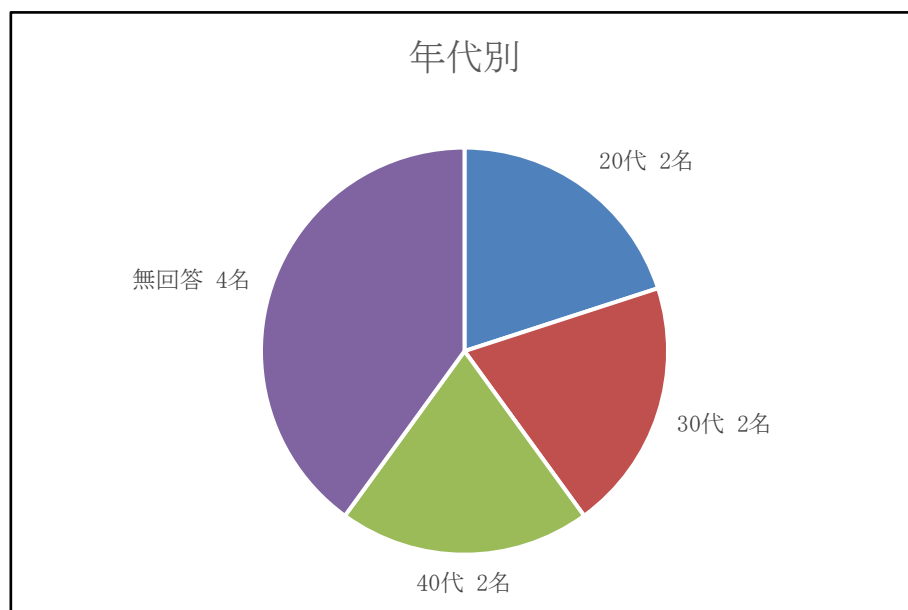
(1) 性別

男性 2 名 女性 6 名 無回答 2 名



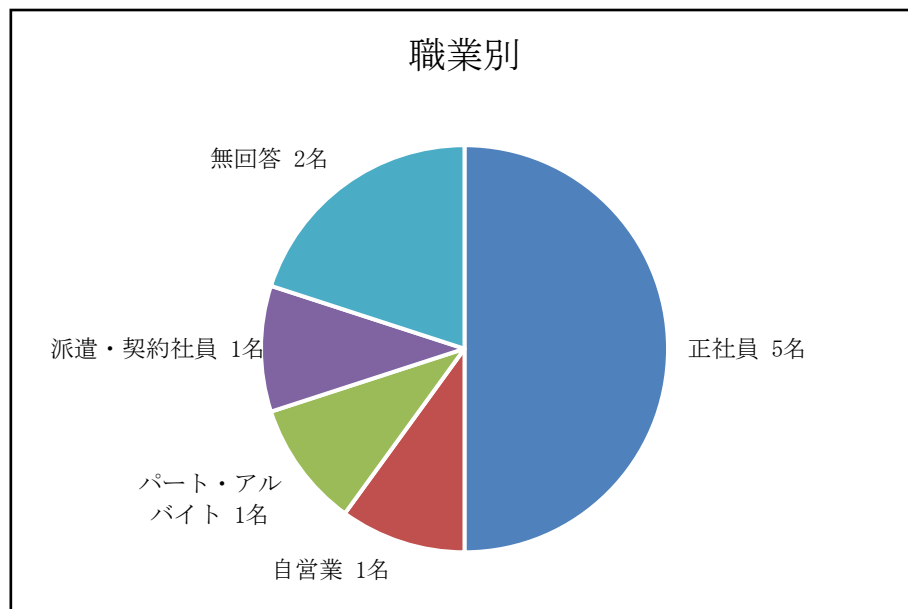
(2) 年齢

20代 2名 30代 2名 40代 2名 無回答 4名



(3) 職業

正社員 5名 自営業 1名 パート・アルバイト 1名
派遣・契約社員 1名 無回答 2名



5 主な相談内容

- 取り決めのとおりに養育費が支払われなくなった。(…複数件)
- 養育費の取り決めをしていないが、昔からの養育費を今から請求できるか。
- 取り決めに従って養育費の支払いを継続しているが、後になってから今までの養育費では不十分であるとしてさらに請求されることはないか。
- 相手方から、再婚して家族構成が変わったので養育費を減額して欲しいという連絡があった。
- 離婚後共同親権について教えて欲しい。

など

6 実施した感想・コメント・今後の対応

当会では養育費に関する電話相談会を毎年実施していますが、今回も養育費の支払いが行われていない当事者からの相談が多数寄せられました。中でも、養育費の取り決めをしたのにそのとおりに支払いが行われていないという相談は、子どもの養育という観点において重大であるはずですが、今回も、子どもを養育している相談者からのそのような相談は決して珍しくありませんでした。

他方、養育費の支払いが行われている当事者からの相談も複数ありました。

また、最近の報道を受けて法定養育費制度や離婚後共同親権に言及する相談者もいました。親権・養育費・親子交流等に関する改正法の施行を間近に控えて、この問題に対する関心の高さがうかがえる相談会となりました。

今後もこの問題に積極的に取り組んでいきたいと思います。